

平成 25 年 8 月 30 日

各 位

会 社 名 ケネディクス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 宮島 大祐
(コード番号:4321 東証一部)
問い合わせ先 執行役員経営企画部長 田島正彦
電 話 番 号 (03) 3519-2530

公募による新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 25 年 8 月 30 日開催の取締役会において、下記のとおり、公募による新株式発行及び株式売出しを行なうことにつき決議しましたので、お知らせします。

【本件の背景】

当社グループは、我が国における不動産証券化市場の黎明期から不動産アセットマネジメント事業を手掛け、世界的な金融危機による急激な環境悪化等にも柔軟に対応し、有数の不動産アセットマネジャーの地位を築いています。当社は、平成 25 年 2 月に中期経営計画を定め、引き続き不動産投資市場におけるリーディングカンパニーを目指し、様々な取り組みを推進してきました。

当社は、昨今の経済環境好転による不動産投資市場の回復基調及び中期経営計画が順調に進捗していること等を踏まえて、以下の点を基本方針とする中期経営計画の見直しを行い、平成 25 年 8 月 9 日付で公表しました。

- 受託資産残高(以下「AUM」)目標 1 兆 4,000 億円の早期達成を目指す
- 共同投資等を中心とした自己勘定投資予定額を 300 億円へ増額
- アセットマネジメント事業の強化や M&A 等への対応を視野に入れた体制整備について、当社グループの組織再編により、その準備を完了
- 新計画最終年度(平成 26 年 12 月期)までの配当再開を目指す

当該中期経営計画の見直しに関する詳細は、平成 25 年 8 月 9 日付で公表の「中期経営計画の一部見直しに関するお知らせ」をご参照ください。

本日決議した新株式発行及び株式売出しは、上記の中期経営計画の一部見直しで定めた共同投資を中心とした自己勘定投資及び AUM 拡大等を含む当社の事業拡張に向けた戦略投資資金の確保を企図して行うものです。本資金調達により、自己勘定投資のスピードをさらに加速させ、より一層の業容の拡大に努めます。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

記

1. 公募による新株式発行

- (1) 募集株式の種類及び数 下記①乃至③の合計による当社普通株式 35,300,000 株
① 下記(4)①記載の国内一般募集における国内引受会社の買取引受の対象株式として当社普通株式 17,030,000 株
② 下記(4)②記載の海外募集における海外引受会社の買取引受の対象株式として当社普通株式 14,770,000 株
③ 下記(4)②記載の海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取の権利の対象株式の上限として当社普通株式 3,500,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成25年9月11日(水)から平成25年9月17日(火)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 国内及び海外における同時募集とする。
① 国内一般募集
国内における募集(以下「国内一般募集」という。)は一般募集とし、SMB C日興証券株式会社、UBS証券株式会社、野村証券株式会社及び大和証券株式会社(以下「国内引受会社」という。)に、国内一般募集に係る全株式を買取引受けさせる。共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーは、SMB C日興証券株式会社及びUBS証券株式会社とする。
② 海外募集
海外市場における募集(ただし、米国においては1933年米国証券法ルール144Aに基づく適格機関投資家に対する販売、カナダにおいてはカナダ証券法の制限に従った私募での販売による。以下「海外募集」という。)とし、UBS Limited 及び SMBC Nikko Capital Markets Limited を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人(以下「海外引受会社」という。)に、総額個別買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して上記(1)③記載の追加的に発行する当社普通株式を買取の権利を付与する。
なお、上記①及び②記載の各募集については、国内一般募集 17,030,000 株及び海外募集 18,270,000 株(上記(1)②記載の買取引受の対象株式 14,770,000 株及び上記(1)③記載の追加的に発行する当社普通株式を買取の権利の対象株式 3,500,000 株)を目処に行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
また、上記①及び②記載の各募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
国内一般募集、海外募集及びオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターはSMB C日興証券株式会社及びUBS証券株式会社とする。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして国内一般募集及び海外

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

募集における発行価格(募集価格)と払込金額(引受人より当社に払い込まれる金額)との差額の総額を引受人の手取金とする。

- (6) 申 込 期 間
(国 内 一 般 募 集) 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払 込 期 日 平成 25 年 9 月 19 日(木)から平成 25 年 9 月 25 日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格(募集価格)、その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し) (後記<ご参考>1. ご参照)

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 1,239,600 株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したものであり、国内一般募集の需要状況等により減少する場合、又は本売出しが全く行なわれない場合がある。売出株式数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 S M B C 日 興 証 券 株 式 有 限 公 司
- (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は国内一般募集及び海外募集における発行価格(募集価格)と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 S M B C 日 興 証 券 株 式 有 限 公 司 が、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、当社株主(以下「貸株人」という。)より借り入れる予定の当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 国内一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 国内一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 国内一般募集が中止となる場合、オーバーアロットメントによる売出しも中止される。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

3. 第三者割当による新株式発行(本第三者割当増資) (後記<ご参考>1. ご参照)

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,239,600 株
- (2) 払込金額の決定方法 国内一般募集及び海外募集における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 S M B C 日興証券株式会社
- (5) 申 込 期 日 平成 25 年 9 月 27 日(金)
- (6) 払 込 期 日 平成 25 年 9 月 30 日(月)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)記載の申込期日に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」という。)に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 国内一般募集が中止となる場合、本第三者割当増資も中止される。

< ご 参 考 >

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「1. 公募による新株式発行」記載の国内一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、1,239,600 株を上限として、国内一般募集の事務主幹事会社である S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行なわれる場合は、当社は、S M B C 日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)を上限に、本第三者割当増資の割当を受ける権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、平成 25 年 9 月 25 日(水)を行使期限として付与します。

S M B C 日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成 25 年 9 月 25 日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)(注))、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C 日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、S M B C 日興証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

上記のほか、安定操作取引によって取得した株式の全部又は一部を、海外募集の決済の一部にあてるた

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

め、海外引受会社に譲渡する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引により買付けた株式数及び安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合における当該株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借入は行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。

なお、安定操作取引、シンジケートカバー取引及び本第三者割当増資に係る申込みに関して、SMB C日興証券株式会社は、UB S証券株式会社と事前に協議の上、これを行うものとしします。

(注)シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が平成 25 年 9 月 11 日(水)の場合、「平成 25 年 9 月 14 日(土)から平成 25 年 9 月 25 日(水)までの間」
 - ② 発行価格等決定日が平成 25 年 9 月 12 日(木)の場合、「平成 25 年 9 月 18 日(水)から平成 25 年 9 月 25 日(水)までの間」
 - ③ 発行価格等決定日が平成 25 年 9 月 13 日(金)の場合、「平成 25 年 9 月 19 日(木)から平成 25 年 9 月 25 日(水)までの間」
 - ④ 発行価格等決定日が平成 25 年 9 月 17 日(火)の場合、「平成 25 年 9 月 20 日(金)から平成 25 年 9 月 25 日(水)までの間」
- となります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数(平成 25 年 8 月 30 日現在)	229,118,600 株 (注)1.
公募増資による増加株式数	35,300,000 株 (注)2.
公募増資後の発行済株式総数	264,418,600 株 (注)2.
本第三者割当増資による増加株式数	1,239,600 株 (注)3.
本第三者割当増資後の発行済株式総数	265,658,200 株 (注)3.

(注) 1. 平成 25 年 6 月 30 日を基準日として普通株式 1 株を 100 株とする株式分割を実施しております。

2. 前記「1. 公募による新株式発行」(1)③記載の当社普通株式を買取る権利全部を海外引受会社が行行使し、発行がなされた場合の数字です。
3. 前記「3. 第三者割当による新株式発行(本第三者割当増資)」(1)記載の募集株式数の全株式に対し SMB C日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の国内一般募集、海外募集及び本第三者割当増資による手取概算額合計上限 15,324,000,000 円については、5,000,000,000 円を平成 25 年 12 月末までに、残額を平成 26 年 12 月末までに、当社及び当社グループの自己勘定投資（顧客投資家との共同投資、単独投資を含みます。）の予定額の一部及び AUM 拡大等を含む当社の事業拡張に向けた戦略投資に充当する予定です。なお、自己勘定投資資金又は戦略投資への実際の充当期間までは、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパーその他の安全性の高い金融商品等で運用する方針です。

上記自己勘定投資としては、主に開発型案件（ビルド・トゥ・スーツ（BTS）型物流施設、住宅、ヘルスケア施設等）、REIT 向けブリッジファンド及びオポチュニスティックファンドへの顧客投資家との共同投資を想定しています。また、当社の事業拡張に向けた戦略投資としては、運用資産残高及び案件開拓能力の強化に向けた国内外の不動産アセットマネジメント会社及び不動産関連サービス会社等への投資を想定しています。

(注) 1 BTS 型物流施設とは、特定のテナントの新規拠点ニーズに基づき用地を選定し、建物の仕様や設備についてテナント固有の要素を取り入れて開発する物流施設です。

2 オポチュニスティックファンドとは、割安な価格での物件取得や、取得後のバリューアップやリーシングの強化による収益性の向上により、相対的に高収益を目指すファンドのことを言います。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を当社及び当社グループの自己勘定投資（顧客投資家との共同投資、単独投資を含みます。）及び事業拡張に向けた戦略投資へ充当することにより、中長期的な業績の向上に資するものと考えております。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主への利益還元を経営の重要な課題と位置づけ、連結業績に応じた配当を継続的に行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の用途

当社は配当につきましては、業績の動向、将来の成長のための内部留保の充実及び配当性向等を総合的に勘案して配当額を決定しております。中期経営計画の方針に沿って、安定的に利益が計上できる収益構造を構築した上で、配当の復活及び配当性向の向上に努めてまいりたいと考えております。

(注)平成25年12月期当社単体決算において、平成25年7月10日付「連結子会社の債務引受と債務免除に関するお知らせ」に記載の通り、債務引受損失等約129億円の計上により欠損金が発生する見込みです。平成26年12月期に係る配当（すなわち平成27年に支払いが行われる配当）を行うためには、平成25年12月期決算終了後の当社株主総会における承認決議その他の手続きを経て、資本準備金の額その他資本剰余金への一部振替及び欠損の補填のためのその他資本剰余金のその他利益剰余金への振替がされた上で、平成26年12月期に当社単体で利益を計上することにより分配可能額が確保されることが必要となります。

(3) 過去3決算期間の配当状況

	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
1株当たり当期純損益(連結)	△1,563.02円	573.18円	△4,420.43円
1株当たり年間配当金	—円	—円	—円
実績配当性向(連結)	—	—	—
自己資本当期純利益率(連結)	△4.8%	2.2%	△18.1%
純資産配当率(連結)	—	—	—

- (注) 1. 各決算期の1株当たり当期純損益(連結)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 各決算期の実績配当性向(連結)は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純損益で除した数値であります。なお、平成22年12月期、平成23年12月期及び平成24年12月期については配当を行っていないため記載しておりません。
3. 各決算期の自己資本当期純利益率(連結)は、当該決算期末の連結当期純損益を少数株主持分控除後の連結純資産(期首・期末平均)で除した数値であります。
4. 各決算期の純資産配当率(連結)は、年間配当総額を少数株主持分控除後の連結純資産(期首・期末平均)で除した数値であります。なお、平成22年12月期、平成23年12月期及び平成24年12月期については配当を行っていないため記載しておりません。
5. 当社は平成25年6月30日を基準日として普通株式1株を100株とする株式分割を実施しておりますが、1株当たり数値については当該株式分割による影響を加味した調整を行っていません。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

5. その他

(1) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成22年 12月期	平成23年 12月期	平成24年 12月期	平成25年 12月期
始値	29,500 円	25,130 円	10,010 円	21,100 円 □433 円
高値	36,300 円	26,540 円	21,800 円	84,900 円 □619 円
安値	12,210 円	7,890 円	7,330 円	18,520 円 □311 円
終値	24,720 円	10,010 円	20,420 円	41,700 円 □436 円
株価収益率(連結)	一倍	17.5 倍	一倍	一倍

(注) 1. 平成25年12月期の株価については、平成25年8月29日現在で表示しております。

2. 各決算期の株価収益率(連結)は、当該決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成22年12月期及び平成24年12月期については当期純損失が計上されているため記載しておりません。また、平成25年12月期については未確定のため記載しておりません。

3. 当社は平成25年6月30日を基準日として普通株式1株を100株とする株式分割を実施しており、□印は株式分割権利落後の株価であります。

(2) ロックアップについて

当社は、国内一般募集、オーバーアロットメントによる売出し及び海外募集の発行価格等決定日から払込期日の180日後までの期間について、ジョイント・グローバル・コーディネーターによる事前の書面による承諾を得ることなく、当社普通株式又は当社普通株式に転換若しくは交換できる証券の発行及びこれに類する一定の行為(ただし、国内一般募集、海外募集及び本第三者割当増資に係る当社普通株式の発行、株式分割並びにインセンティブプランに基づき当社又は当社の関係会社の役員又は従業員に対してなされる新株予約権等の発行及びこれらの行使による普通株式の発行又は自己株式の交付を除く。)を行わないことに合意しています。

以 上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書及び株式売出目論見書並びにそれぞれの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。